平成２２年（フ）第３１９０号
札幌市手稲区星置１条６丁目９番３号
債務者　小野友香梨
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３２０３号
北海道石狩市花川南２条４丁目95番地
債務者　土谷　法子
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３２７４号
札幌市中央区南17条西15丁目１番３―203号
債務者　谷脇　厚子
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３２９５号
札幌市手稲区前田８条８丁目12番11号
債務者　小竹さつき
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３３４２号
札幌市中央区南21条西12丁目２番21号　フラワーマンション102号
債務者　大山　潤悦
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３３４３号
札幌市中央区南21条西12丁目２番21号　フラワーマンション102号
債務者　大山　和子
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３３５４号
札幌市北区篠路８条２丁目４番10号
債務者　山田　寧子（旧姓吉田）
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３３６３号
札幌市北区拓北７条３丁目８番１号
債務者　林　　拓也
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３３８３号
札幌市西区平和２条１丁目２番１号
債務者　高尾　亜月（旧姓土井）
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３３９８号
札幌市北区新琴似３条５丁目６番６号
債務者　傳法　尚士
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３４２５号
札幌市白石区栄通11丁目３番33号　藤ハイツＥ―102号
債務者　永田　　勝
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３４３５号
札幌市清田区清田５条１丁目３番１号　木村祐三
債務者　近藤紗緒里
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３４５２号
札幌市白石区本通５丁目北２番10号　本通ローズハイム203号
債務者　逸見　裕子
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３４６０号
札幌市東区北丘珠４条２丁目７番20号
債務者　中尾　瑠真
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３４６８号
札幌市手稲区前田１条１丁目２番３号　発寒マンション６号
債務者　乾邊ミツ子
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３４７１号
北海道恵庭市北柏木町１丁目286番地の79
債務者　畑山恵美子
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３４７６号
札幌市手稲区富丘２条４丁目２番22号　高木マンションＡ―６号
債務者　佐藤　　彰
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部